

# 漢字で日本語の物語をつづるための技術

～太安萬侶たちの工夫～

犬 飼 隆

二〇一二年は古事記千三百年とされて各種のイベントが行われた。しかし、実のところ古事記の成立事情は明瞭でない。古事記そのものの序に元明天皇の「和銅四年九月十八日」詔によって選録され「和銅五年正月二十八日」付けて太安萬侶が献上したとあるのを信ずる限りで、千三百年なのである。太安萬侶は続日本紀に記事のある実在の人物で墓誌も発見されているから、古事記が全くの偽書である可能性は大きくない。しかし、今日私たちが「古事記」として見ているものと、その序に選録されたところとが同一である保証は得られない。あるいは、複数の研究者が主張するように、八世紀後半以後に、序に書かれている時代に仮託して書かれた可能性も消えない。また、本文は八世紀前半に選録されたとして、序は後

世に付けられた可能性を考える向きもある。その理由の一つは通常の史書の序と異なり上表文の様式をとっているからである。しかし、それに対しては、以下に述べるような古事記の文体にはふさわしいという議論も成り立ち得る。さらにまた、和銅五年成立説の支えとして、古事記に見られるいわゆる上代特殊仮名遣いが整然としていいることをあげる向きもあるが、それはむしろ、筆者の印象では整いすぎている。見方を変えれば後世仮託説の支えにもなり得るであろう。筆者は音韻の状態の自然な反映ではなく人為的に整備された書記形態を想定しているが、本稿の紙数でその問題を深めることはできない。

本稿は、右の重大な問題を一時棚上げして、西暦七一〇～七二二年の半年足らずの間に選録されたという仮定にたつと、どのようなことが言えるかを述べる。

いつ成立したかという問題を棚上げして、なお、本題に入る前に考察しておくべき大きな問題がある。日本書紀との関係である。日本書紀巻二十九の記事によれば、天武天皇の十年（六八一）に次の詔が発せられた。

○三月：丙戌、天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子、忍壁皇子、広瀬王  
 ……大山上中臣連大嶋、大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古事。大嶋、子首親執筆以録焉。

これが日本書紀のもとになったと考えるのが通説である。次の続日本紀巻八の記事にあるとおり、養老四年（七二〇）に奏上されま

で、編纂作業は四十年に及んだことになる。  
 ○五月：一品舍人親王奉勅修日本紀。至是功成奏上。紀卅卷、系図一卷。

ただし、続日本紀の巻六、和銅七年（七一四）二月の記事に次のようにある。このときに日本書紀の編纂が開始されたと考える説も

あるが、理由があつて編纂事業に節目を設けたとみる説が有力である（新日本古典文学大系『続日本紀一』二二〇頁注九参照）。

○戊戌、詔從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂、令撰国史。編纂作業は京内の役所で継続されていたはずである。十数年前、藤原京の発掘において、「壬申」「大津」等、壬申の乱を想起させる字句を書いた削り屑が発見され、日本書紀編纂の作業現場の跡かと話題になった。完成したものを紙に清書する前に、木簡を冊にして推敲をすすめる作業が行われ、その際に校訂によつて生じた削り屑が他のもろもろの塵とともに捨てられた事情を想起させる出土状況だったのである。たとえば伴つて出土した桃の種は書き手が作業中に消費したものではないかと推定された。

こうして編纂がすすめられている間、編纂中のものを閲覧できる機会があつたと考えるのは想像として自然であろう。和銅四年に古事記の選録が行われたとして（以下、この留保の語句をいちいちに書かない）、選録者たちが編纂中の日本書紀を参照しなかつたとはいへない。

古事記の序のなかに天武天皇が帝紀と旧辞の編纂を命ぜられたという次の記事がある。

これは先にあげた日本書紀の天武十年の記事の事情をさしていると考えて良い。次の段落に述べるように、和銅四年には後に日本書紀になるものの原形がひとまず成立していたと筆者は考えている。ところが、再編を要する事情が生じて、先にあげた和銅七年（七一四）「令撰国史」詔が出され、養老四年（七二〇）に完成をみたという事情を想定する。

再編を要する事情とは、おそらく、久しぶりに派遣した遣唐使がもたらした世界情勢であろう。藤原京が完成し律令を定めて体制を整えたつもりでいたところが、全く通用しないことを思い知らされたのであった。大宝元年（七〇一）に任命されて翌年出発した大使粟田真人は同四年に慌ただしく帰国した。急いでそれを伝えようとしたのであろう。驚愕した大和朝廷は、平城京の造営をはじめ早速にいくつもの対応策をとった。おそらく完成をみていたであろう日本の正史も東アジアの国際規格にあわせて書き直されたのである。このようにして、長年にわたり編纂されてきた日本の帝紀と旧辭になるべき文献の素材から、まず原日本書紀が成り、次に古事記が成り、想を改めて日本書紀が成ったという事情を筆者は考えている。

記と紀は、前節に述べた事情から、記述されていることがらに共通のところが多くある。上代特殊仮名遣いがモの甲乙の別の有無を除いて共通するのもそれ故であると解釈できる。しかし、文体は、記と紀は全く異なる。日本書紀は正格の漢文体をめざした。東アジア世界の中での日本の正史を意識したからである。古事記は日本語で歴史を書こうとした。その理由を学問として推定することは難しい。元明天皇が後に聖武天皇となる孫の皇子に皇統の次第を語って聞かせようとした事情を筆者は想像しているが、それは学的に証明の及ぶ性格の問題ではない。これも棚に上げて先に進むほかない。事実として、いま私たちが見る古事記は日本語で書かれている。これから本稿の考察がはじまる。

歴史を漢文でなく日本語で書こうとしたとき口語のものがたりをもとにするほかなかった。古事記の序にあげた記事に続いて次の記事がある。勅の主体は天武天皇である。

○即、勅語阿礼、令誦習帝皇日繼及先代旧辭。

「誦」とは文字通りにはふしをつけてそらよみすることである。

これにより稗田阿礼が日本の歴史を口で語ったという想定が生まれた。それは実際に行われたかもしれないが、ここで取り上げる問題ではない。本稿の論述に關与的なのは、歴代の天皇たちの事績を日本語で記述しようとしたとき、採用すべき文章様式が存在しなかったことである。言い換えれば、日本語の文語は存在せず、口語のものがたりを何らかの形で文字化するほか選択の余地がなかった。多くの文化は歴史の口承をもっている。古代日本にもあった可能性は大きい。そのこと自体の是非にもこれ以上立ち入らない。以下、七世紀の日本に歴史の口承があり、それを何らかの形で文字化しようとしたとき、どのような技術的基盤があったかという本題に入る。

古事記の本文のうち人身天皇代の各天皇条は、はじめに天皇の系譜があり、全体の地にあたる物語的な部分の記述があり、そのなかに歌謡が挟み込まれるときがあり、最後に崩御の年齢と陵の場所を記すという構成になっている。それらが、それぞれ、八世紀初頭までに開發されていた以下のような漢字使用の技術によって書かれたと推定する。

#### 四

まず系譜の部分は、律令制度の名籍類の様式を使ったと筆者は推

定する。その主な根拠は「次」字の用法である。古事記の系譜は、兄弟姉妹たちを列挙する際、出生順に「○○、次◎◎、次●●…」のように書き継ぐ。上巻の神々たちの出現にも同じく「次」字が使われる。例として崇神天皇条の一節を示す。

○此天皇、娶木国造、名荒刀弁之女、遠津年魚目々微賣、生御子、豊木入日子命、次、豊木入日賣命。又、娶尾張連之祖、意富阿麻比賣、生御子、大入杵命、次、八坂入日子命、次、沼名木之入日賣命、次、十市之入日賣命。

そのとき、男女を別にしない。中国の史書でも兄弟姉妹の次序を示すために「次」字が使われるが、必ず男女に分けて、兄弟のうちで「△△、次▽▽、次▲▲…」のように記述した後に姉妹のうちで同様に記述する。これは、日本と中国との兄弟姉妹たちのなかでの性別に関する認識の相違の反映であろう。認識の相違とは、約言して言えば、中国では古来家族のあり方が男系であったが、日本では古代には男女双系であったことをさす。

この「次」字の用法は、正倉院文書のうち大宝二年度の御野国戸籍と和銅元年の陸奥国戸口損益帳にも見られる。兄弟のなかでの次序を「次」字で示し、姉妹のなかでの次序も同様に示すのである。

結果的に「次」字の用法は中国の史書と同じになり、古事記とは相違するが、字そのものの用法としてみれば同じである。相違の要因は、適用される文脈の違いである。御野国戸籍は、家族構成員のうち男をまとめて記載したのちに女をまとめて記載する。現代の概念で兄と妹、姉と弟にあたる家族構成員が続いて書かれることがないのである。古事記にはそのような制約がないので、古代日本の家族制度に従って男女を別にせず出生順に書いたと考えて良い。

同じ大宝二年度には筑前、豊前、豊後の九州三国の戸籍も現存するが、それらは家族構成員をすべて戸主との続柄で示す。現代の概念で兄と弟、姉と妹にあたる家族構成員が、記載において続けて書かれるとき、二人の間柄はいちいちに示されず、一律に戸主の「男」「女」とされる。兄であるか弟であるかは掲載順と年齢で知られる。この様式は中国の律令制下の戸籍に従ったものであり、養老五年度の下総国戸籍や天平年間の計帳もすべておおむね同じである。戸籍のなかで御野国だけが特異ということになるが、陸奥国戸口損益帳の存在とあわせて、八世紀初頭において、戸籍の様式が二つあったとみなすのが通説である。一般に御野が古い東山道様式、九州その他が新しい西海道様式とされる。

二〇一二年七月に九州の太宰府市国分松本遺跡から出土した戸籍様の木簡(図版)が公表された。「評」と冠位「進大弐」が書かれ

ているので西暦六八五〜七〇一年のものということになる。この資料は東山道様式が九州でも実施されていた可能性を示す。現代の概念で兄と弟、姉と妹にあたる家族構成員が続いて記載されるとき、戸主との間柄(西海道様式)でなく、「次」字(東山道様式)で前の人との間柄が示されているのである。他に「戸主妹夜乎女」のように先掲の人との家族関係を示している場合もある。これも御野国戸籍の人名のいくつかに付けられている「戸主甥都麻利」などの注記と一致する。このことから、大宝二年度より古い年度には、東山道様式の戸籍が御野国以外でも行われていた可能性が高まった。この松本遺跡の木簡は六年一回の造籍の間の住民の異同を記録したもので、陸奥国戸口損益帳に似た性格かと推定される。持統天皇の四年(六八九)に編まれた庚寅年籍後の異同ということになる(平川南「太宰府で出土 最古「戸籍」讀賣新聞二〇一二年八月一日文化面記事による」)。

東山道様式が古くは全国で行われていたという見解は、住民個人の把握、踏み込んで言えば、戸籍が男性の徴兵に主眼を置いて編纂されたという解釈と連動している。それに対して、西海道様式は各戸からの徴税に主眼を置くというのである。徴兵の重視は、対外的に天智天皇の二年(六六三)の白村江敗戦以来の緊張関係、国内では陸奥国設置に伴う対蝦夷戦争を考えると、納得が行く。御野国戸

籍がまず男をまとめて記載しているという事実は、その解釈に都合の良い徴証である。しかし、その是非は本稿の趣旨には大きく関与しない。関与的なのは、御野国戸籍と陸奥国戸口損益帳に見られる「次」字の用法が九州の地でも行われたこと、ひいては全国でも行われた可能性が認められることである。これにより、古事記の系譜部分は、名籍の様式を基盤にして書かれたと推定できるのである。

## 五

次いで、物語の部分を日本語の文として漢字で書く技術的な基盤は、行政文書の様式であったと推定する。七世紀後半にはいわゆる変体漢文体がすでに存在した。滋賀県森ノ内遺跡から出土した木簡の一つは「椋直傳之我持往稻者（椋の直傳ふ。我が持往く稲は）：」のように漢字の字順そのままによれば日本語の語順になることよく知られている。この資料は孤立したものでなく、西暦七二〇年代までの木簡の文体は程度の差はあるが正格の漢文体から離れているものが多い。そしてそれは日本列島独自の事情ではなかった。これもよく知られた資料であるが、西暦五五二年または六一二年のものかと推測される新羅の壬申誓記石には二人の青年が国のために尽くす覚悟を誓う文章が書かれている。その字順も新羅語の語順と一

致する。古代の東アジア一帯で漢文を固有語になおしてよむ（日本では漢文訓読）ことが行われると同時に固有語を漢字で書きあらわす試みが行われ、六世紀には朝鮮半島で固有語に即した文体が開発されていたのであった。その書記技術は日本列島に継続的にもたらされていたが、六世紀末から七世紀初頭の推古朝に一つの画期があり、次の画期は天智、天武、持統朝にある。唐帝国の成立と新羅による半島の統一という国際情勢をうけて内政の近代化が必要となった。その柱の一つが文書によって全国一律の行政を施すことだったからである。

七世紀後半に大和朝廷が全国に文書行政を実施しようとしたとき、その様式は、まずは六世紀以来国交の深かった百濟から学び、次いで統一新羅から学んだ。白村江の敗戦以来、唐との文化面での交流は基本的に断絶状態だったので、最新の知識は半島から取り入れるほかなかったのである。古事記の選録者たちが天皇の事績を述べる日本語の文章を書こうとしたとき、それらの行政用の変体漢文体を利用することができた。先にあげた滋賀県森ノ内遺跡の木簡の用字は、接続詞「故」をはじめ、古事記における漢字の用法と一致するものが多い（拙著『木簡による日本語書記史【増訂版】』笠間書院二〇一一第二章）。それを裏返しにして見れば、古事記の漢字の用法は木簡等の行政文書を書く様式を基盤にして成り立っているの

である。

## 六

そのようにして書かれた変体漢文体の物語的な部分のところどころに歌謡がさしはさまれている。それらは、清寧天皇条の歌謡を除いて、すべて万葉仮名で一字一音式に書きあらわされている。その技術的基盤は、歌木簡を作成する経験で確立されていた。今のところ最古の歌木簡は難波宮跡出土の「皮留久佐乃：」木簡である。「はるくさの：」という五七五七七の韻律をもつ韻文の冒頭かと推定されている。これよりやや古いとされる飛鳥山田寺跡出土の文字瓦に刻まれた「奈尔皮」という字句は「難波津の歌」の冒頭の可能性がある。これらの資料は、五七五七七の韻律の日本語韻文を万葉仮名で一字一音式に書く技術が七世紀半ばには成立していたことを示す。七世紀末には「難波津の歌」を書いた木簡が何点か存在する。それらの歌木簡は、典礼の場で日本語の韻文を唱えることがあり、その席で使われたと推測されている（先掲拙著第八章、栄原永遠男『万葉歌木簡を追う』和泉書院二〇一一）。古事記の歌謡は、その技術を基盤にして書くことができた。

散文を書きあらわす技術と異なり、韻文を一字一音式に書く技術

は日本列島で独自に開発された可能性が大きい。というのは、今までのところ、古代の朝鮮半島で韻文を漢字の表音機能を使って書きあらわしたと確実にみなされる資料が発見されていない。四字四句、計十六字からなる語句を書いた木簡が複数ある。たとえば二〇〇三年に扶餘陵山里寺から出土した百済の木簡は「宿世結業同生一處是非相問上拜白來」と書かれている。最後の字は「了」あるいは踊り字によむ説もある。韓国の研究者のなかにこれを古代の韻文とみなす説がある（たとえば金永旭「百濟吏讀叫對呼呵」『口訣研究』11 口訣学会二〇〇三）が、まだ議論が定まっていない。仏教系の語句を含む祈りの文であろうことは想像に難くないが、韻律をもつ固有語を書いたものか否かは証明が及んでいない。

古代の朝鮮半島で人名、地名などの固有名詞の語音を漢字の表音用法によって書くことは古くから行われていた。それが稲荷山古墳出土鉄剣の「斯鬼（磯城）」などの日本列島の固有名詞の仮借に影響を与えたと考えるのが通説である。古事記の固有名詞や漢字の訓で書けない日本語を万葉仮名で書く技術は、その伝統の上に位置付けられる。それなら、古代の朝鮮半島の韻文を同じ方法で書くことも可能だったはずであるが、なぜ日本列島の歌木簡に相当するものが見つからないのか、今はこの問題も棚上げするほかない。筆者は日本語の開音節構造が一字一音式を要請したと考えているが、学問と

してまとめて提言できるところには達していない。

## 七

こうして、漢字の訓よみを主体にして万葉仮名による一字一音式の書記様態を交えた古事記の独特の文体が成り立った。しかし、なお考察すべき問題がある。長文の物語を漢字で書きつづる経験は蓄積がなかった。先にあげた森ノ内遺跡の手紙木簡は全文四十九字、現代語に訳するならセンチンスの数は四つである。もつと字数の多い木簡もあるが、総じて日本語の文を漢字の訓よみでつづった経験はこの程度の蓄積しかなかった。多くの人たちが様々にふるまう事情を事細かに述べ、それぞれの登場人物の心情までを表現し、読み手が理解できるように書くために、古事記の選録者たちは以下のような工夫をこらした。

## 七の一 字訓の制限

西暦七〇〇年前後、漢字とその訓との対応関係は多対多であった。「河」も「川」も「かは」であり、「竹」も「丈」も「岳」も「たけ」であった。古事記の選録者たちは、まず使う字種を簡素にした。古

事記に使われている字種はある調査によれば全一四八二字であり、現代の常用漢字表より少ない。そして、字にあて得る訓のなから当時の一般的なものを選択した上で（先掲拙著第二章の一）現代の漢字制限と同じ発想をとった。一字にあて得る訓を原則一つに限ろうとしたのである。

たとえば「因」「由」「依」などはいずれも動詞「よる」の訓に対応し得る字であるが、これを古事記では次のようによみ分けている（小林芳規「古事記訓読について」日本思想大系『古事記』岩波書店一九八二）。

因 接続詞ヨリテ 例 卜相而詔之、因女先言而不良

由 名詞ユエ 例 其河謂佐韋河由者

例 〔中卷神武条〕  
〔中卷葦原中国条〕  
例 問、天若日子之淹留所由

依 動詞ヨル・ヨス 例 御櫛依于海辺

例 〔中卷景行条〕  
〔中卷神功皇后条〕  
例 爾、稍取依其御琴而

古事記の読み手にとって、ある字をどの訓でよむか選択の幅が小さく、しかもどの意味をあらわしているか、まををしばることができたのである。これにより、視覚を通してもたらされる情報が標準化された。古事記の文字列は、声に出してよみあげる水準では一定にならなくとも、日本語の文章としては一義的に読解できる（亀井孝「古事記はよめるか」『古事記大成3 言語文字篇』平凡社一九五七）のである。

## 七の二 万葉仮名の字種の操作

漢字の訓よみを制限したのと同じ発想で、古事記の歌謡は原則として一つの音節に一つの字体をあてて書かれている。それも、西暦七〇〇年当時によく使われた字体を選んでいいる。日本書紀の歌謡が、書きあらわしたい音節の音価に中国における字音ができる限り近い字を選択し、その結果、万葉仮名の字種に他の文献では使われないものを多く含んでいるのは対照的である。

古事記の歌謡に万葉仮名として使われた字体は、中国における字音よりも日本語の音節にあてられた実績を重視して選択されている。たとえば「賀」は中国における字音が当時すでに濁音がよりも清音カにふさわしくなっていた。音価を重視するのなら濁音カには

「我」がふさわしく、それを採用することもできたはずである。「賀」が採用された動機は、清音カにあてる「加」に対する視覚上の組み合わせかもしれない。連濁という現象は古代人にも認識できたであろう。語頭で清音だった音節が語の連結によって語中に入ると濁音になるのである。現代人は仮名に濁点をふることで清濁の対立を書きあらわすので、古代の例に対しても同じ認識で臨みがちである。古代人に清濁の区別の認識はあっても現代人とは異なっていた可能性を考慮しなくてはならない。古事記の歌謡に使われた万葉仮名には「久」と「玖」、「尔」と「逌」のように偏旁冠脚を共有する字種が頻度拮抗して同じ音節にあてられている場合がある。「加」と「賀」もこれと同じ扱いであったとみなすことができるかもしれない。

当時一般には使用実績があっても避けられた字体もある。たとえば、ト乙類の音節には当時「止」「等」をあてるのが一般的であったが、古事記の歌謡は使用実績の少ない「登」を採用している。「止」が避けられたのは、当時の字音がトでなくシに近いものに変化してしまったからである。その問題が伴わない「等」を避けたのは、この字が散文の部分で訓よみして文章語に使われる可能性をもつからであろう。というのは、当時オの音節に万葉仮名「於」をあてることがあったが、古事記では、散文の部分で助字として使うのでこれを避けて、ほとんど使われない「淤」を採用している。同様に考え

ることができる。

にもかかわらず、一つの音節に、複数の、偏旁冠脚を共有しない字体があてられている場合がある。そのなかで使用頻度が拮抗している「志」と「斯」、「意」と「淤」などは、何か編纂上の事情があったようである。本稿の筆者は「志」「意」が原資料からの継承、「斯」「淤」が編纂時書き下ろしの用字であったかと想像している。古事記の選録者たちの工夫は、複数の字体のうち一方が極めて少数である場合によくあらわれている。頻度のまれな字体が歌謡をよむときの視覚上の手がかりになることを意図したらしい。たとえばシの音節にあてる万葉仮名は、歌謡では「斯」が基本であるが、一例だけ歌謡五八番に「芝」が使われている。「其<sup>し</sup>が葉の照りいまし、其<sup>し</sup>が葉の広りいまし」という対句の境界のシシの連続に「斯芝」があらわれているのである。視覚上で特異であることが万葉仮名の列を語句の意味に添って区切つてよむための手がかりとなる効果を期待したのである。この措置は偏旁冠脚を共有する字体を使つて施されている場合もある。たとえば歌謡二〜五番はすべて「ことのかたりごとをば」という語句で終わるが、「かたりごと」の「か」とゴ乙類の位置が順に「加―其」「加―甚」「迦―其」「加―甚」となっている。高木市之助の言う「変え字法」(『吉野の鮎』岩波書店一九四二)である。

これらの措置は、ときには百字を越える長大な万葉仮名列を区切つてよむために有効に働いたであろう。古事記の序に書かれている、よく知られた一節、「全以音者、言趣更長」という問題意識に対する選録者たちの回答であった。

### 七の三 字訓よみと万葉仮名の併用

右のほか、以下のような工夫もこらされている。同じ語なら漢字の訓で書くか万葉仮名で書くかいずれか一定するのが読み手にとって経済であるが、古事記の選録者たちは、同じ語にあえて漢字の訓と万葉仮名との両方をあてて書きあらわしている場合がある。

万葉仮名で日本語を書くときは、語形そのものの表示を目的にしていると考えて良い。歌謡はまさに歌である。神々の名をはじめとする固有名詞も語形の表示が第一義的に重要である。また、上巻冒頭の「久羅<sup>くら</sup>下那州<sup>げなすた</sup>多陀<sup>た</sup>用弊<sup>よ</sup>流<sup>る</sup>」や中巻垂仁天皇条の「布斗<sup>ふと</sup>摩<sup>ま</sup>迹<sup>に</sup>々<sup>々</sup>」などは漢字の訓では書きあらわせない日本語である。しかし、字訓で書くことが可能でありながら万葉仮名書きを併用した例がある。

接頭辞「いろ」は、古事記、日本書紀では同母の血筋をあらわす。古事記では、字訓「同母」で一例、万葉仮名「伊呂」で十例が書かれている。前者は開化天皇条の「山代之大筒木真若王、娶同母弟伊

理泥王之女丹波能阿治佐波毘賣」である。弟の娘を后にしたという法的・論理的な意味の同母関係をあらわしている。

それに対して万葉仮名で書かれた例は、その前後の物語の表現にかかわっていると解釈できる。たとえば垂仁天皇条の佐保姫と佐保彦による謀反の段では、事件のはじめの記述に接頭辞「いろ」が妹に付けられて兄と妹の血縁を示している。

○：沙本毘賣命之兄沙本毘古王、問其「伊呂」妹曰、孰愛夫與兄與

その後の物語の進行のなかでは妹にも兄にも接頭辞「いろ」が付けられない。そして悲劇の末尾で再び付けられている。

○：然遂殺其沙本比古王、其「伊呂」妹亦從也

この二カ所に「いろ」が表示されているのは、同母の血縁を示すためでなく、別の目的、踏み込んで言えば、悲劇の次第を読み手が理解するためのたすけとしてである。この悲劇の物語は、同母の兄弟姉妹が一つの勢力に所屬し、神代の対偶神と同じく、協同で政権を形成する資格をもつことから生じている。佐保一族として、佐保彦は佐保姫と協同政権をつくることができ、それ故に天皇を害しよ

うと企てたのである。企てが破れたとき、妹は天皇との夫婦愛よりも兄との血のつながりを選択する。接頭辞「いろ」を万葉仮名で書いて日本語の語形を明示することによって、論理的な同母関係だけでなく兄と妹の親愛の絆を文字の上で表現し、そうした事情を読み手に伝えていると解釈できるのである。この解釈は他の「伊呂」の用例にもあてはまる（拙著『上代文字言語の研究』笠間書院二〇〇八第三部第三章）。

これが、古事記の序に書かれている、よく知られた一節、「已因訓述者、詞不逮心」の真意である。漢字の訓よみは知的・論理的意味に傾き、日本語の原義がもつ微妙な情感を表現できないというのである。接頭辞「いろ」について付言すれば、同母関係をあらわす意味・用法は、おそらく、漢字とともに中国から法的な家族概念が導入されてからのことであろう。原義は、母を中心とする家族の絆をあらわしていたと考えると良い。先に四節であげた崇神天皇の系譜にも例があるように、天皇や皇子の名の一部に「いり」が含まれること、平安時代には「いろ母」という同母関係と論理矛盾をきたす意味・用法があることなどを徴証として、そのように推定できる。古事記の選録者たちは、「いろ」を万葉仮名で書くことによって、その原義を読み手に想起させようとしたのであった。

古事記は、それまでに蓄積されていた日本語文を漢字で書きあらわす技術を集大成し、視覚上で一義的に読解することが可能な文章を実現した。加えて、ここに一端を述べたような技術開発を行い、漢字で書かれた文章を目でよんで、読み手が日本語の朗唱を聴いているような気分になる仕組みを実現している。

この達成は画期的であった。しかし、精緻に過ぎる技術は一般には受け入れられない。古事記は日本語の文字言語史上で孤立した存在となった。日本語に即した文章技術の開発は、仮名の成立を待つことになる。

写真と积文は太宰府市教育委員会から提供を受けた。积文についてはなお検討中であり、同委員会の発掘調査報告書で訂正される可能性がある。



嶋評  戸主建ア身麻呂戸又附去 ×

政丁次得兵士次伊支麻呂政丁 ×

嶋一トア恵川ア里トア赤足 ×

小子之母トア真女老女之子得 ×

穴ア加奈代戸有附トア ×